

## つながる鎌倉エール事業実施要綱 新旧対照表（案）

改正前	改正案 新要素
<p>○つながる鎌倉エール事業実施要綱 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この要綱は、市民活動支援及び協働推進のため、つながる鎌倉エール事業に係る補助金及び負担金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「市民活動」「協働」の定義は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第2条に定めるところによる。 (コース) 第3条 つながる鎌倉エール事業に、次に掲げるコースを置く。 (1) スタートアップコース (2) 協働コース  第2章 スタートアップコース (スタートアップコースの事業の要件) 第4条 スタートアップコースは、設立から間もない市民活動を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）が実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。 (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するものであること。 (2) 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業であること。 (3) 地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業であること。 (4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。 (1) 営利を目的としたもの (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの</p>	<p>○つながる鎌倉エール事業実施要綱 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この要綱は、市民活動支援及び協働推進のため、つながる鎌倉エール事業に係る補助金及び負担金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「市民活動」「協働」の定義は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第2条に定めるところによる。 (コース) 第3条 つながる鎌倉エール事業に、次に掲げるコースを置く。 (1) スタートアップコース (2) 協働コース  <u>(3) 新コース</u> 第2章 スタートアップコース (スタートアップコースの事業の要件) 第4条 スタートアップコースは、設立から間もない市民活動を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）が実施する事業で、次の要件を満たすものを<u>対象とする</u>。 (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するもので、<u>公益性があるもの</u>であること。 (2) 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業であること。 (3) 地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業であること。 (4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。 (1) 営利を目的としたもの (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの</p>

改正前	改正案 新要素
<p>(4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの</p> <p>(5) 公序良俗に反するもの (スタートアップコースの団体の要件)</p> <p>第5条 スタートアップコース補助金の交付対象となる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。</p> <p>(1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体。</p> <p>(2) 構成員に3人以上の市民を有すること。（在住・在勤・在学含む）</p> <p>(3) 申請の時点において設立後3年以下であること。</p> <p>(4) 規約等に基づき運営されていること。（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）</p> <p>(5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行うこと。 (スタートアップコースの応募手続)</p>	<p>(4) <b>既に</b>、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの。</p> <p>(5) 公序良俗に反するもの (スタートアップコースの団体の要件)</p> <p>第5条 スタートアップコース補助金の交付対象となる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。</p> <p>(1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体。</p> <p>(2) 構成員に3人以上の市民を有すること。（在住・在勤・在学含む）</p> <p>(3) 申請の時点において設立後3年以下であること。</p> <p>(4) 規約等に基づき運営されていること。（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）</p> <p>(5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、<b>非営利組織である</b>こと。 (スタートアップコースの応募手続)</p>
<p>第6条 スタートアップコースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) スタートアップコース提案書（第1号様式）</p> <p>(2) スタートアップコース企画書（第2号様式）</p> <p>(3) 収支予算書（第3号様式）</p> <p>(4) 団体概要書（第4号様式）</p> <p>(5) 定款又は規約等（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）</p> <p>(6) 構成員の名簿</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類 (補助対象経費)</p>	<p>第6条 スタートアップコースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) スタートアップコース提案書（第1号様式）</p> <p>(2) スタートアップコース企画書（第2号様式）</p> <p>(3) 収支予算書（第3号様式）</p> <p>(4) 団体概要書（第4号様式）</p> <p>(5) 定款又は規約等（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）</p> <p>(6) 構成員の名簿</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類 (補助対象経費)</p>
<p>第7条 補助対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。 (補助金の額)</p>	<p>第7条 補助対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。 (補助金の額)</p>
<p>第8条 補助金の額は、10万円を限度とし、補助対象経費の額の範囲内で交付する。なお、補助金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要</p>	<p>第8条 補助金の額は、10万円を限度とし、補助対象経費の額の範囲内で交付する。なお、補助金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱</p>

改正前	改正案 新要素
綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて補助金を支出できるものとする。	要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて補助金を支出できるものとする。
2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。 （事業実施期間）	2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。 （事業実施期間）
第9条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、提案の年度内とする。 （スタートアップコースの審査選考等）	第9条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、提案の年度内とする。 （スタートアップコースの審査選考等）
第10条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。	第10条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。
2 市長は、前項の報告内容に基づき、スタートアップコースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース選考結果通知書（第5号様式）により当該提案をしたものに通知するものとする。 （補助金の交付申請）	2 市長は、前項の報告内容に基づき、スタートアップコースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース選考結果通知書（第5号様式）により当該提案をしたものに通知するものとする。 （補助金の交付申請）
第11条 前条第2項により採択の決定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、スタートアップコース補助金申請書（第6号様式）及び収支予算書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。 （補助金の交付決定）	第11条 前条第2項により採択の決定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、スタートアップコース補助金申請書（第6号様式）及び収支予算書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。 （補助金の交付決定）
第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否及び補助金の額を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金交付決定通知書（第7号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。 （変更等の申請）	第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否及び補助金の額を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金交付決定通知書（第7号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。 （変更等の申請）
第13条 前条により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、スタートアップコース支援事業の内容を変更しようとするとき又はスタートアップ事業を中止しようとするときは、速やかに、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等申請書（第8号様式）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。 （変更等の承認）	第13条 前条により補助金の交付決定を受けた団体（以下「 <b>スタートアップコース</b> 補助団体」という。）は、スタートアップコース支援事業の内容を変更しようとするとき又はスタートアップ事業を中止しようとするときは、速やかに、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等申請書（第8号様式）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。 （変更等の承認）
第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助	第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助

改正前	改正案 新要素
<p>金変更等決定通知書（第9号様式）により当該補助団体に通知するものとする。 (概算払い)</p> <p>第15条 スタートアップコース補助金については、補助対象事業の完了前に、第12条で決定された補助金の額の範囲内（前条により補助金額の変更の決定がされている場合はその決定された額の範囲内）で概算払いすることができる。 (スタートアップコースの事業報告)</p> <p>第16条 補助団体は、事業終了後、速やかにスタートアップコース補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スタートアップコース事業報告書（第11号様式）</li> <li>(2) 収支決算書（第12号様式）</li> <li>(3) その他市長が必要と認めた書類 (補助金の確定)</li> </ul> <p>第17条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書（第13号様式）により当該団体に通知するとともに補助金の交付又は概算払いによる補助金の精算を行うものとする。 2 前項の規定による交付すべき補助金の額の確定は、第12条の規定による交付決定額（第14条により補助金額の変更の決定がされている場合はその変更後の額）を超えない範囲内の額で行うものとする。 (補助金の精算)</p> <p>第18条 概算払いを受けた補助団体は、前条の規定による補助金額確定に係る通知の金額が、第15条の規定により概算払いを受けた金額を下回る場合、前条の規定による補助金額の確定に係る通知を受けた日から14日以内に、その差額を返納しなければならない。</p>	<p>金変更等決定通知書（第9号様式）により当該<b>スタートアップコース</b>補助団体に通知するものとする。 (概算払い)</p> <p>第15条 スタートアップコース補助金については、補助対象事業の完了前に、第12条で決定された補助金の額の範囲内（前条により補助金額の変更の決定がされている場合はその決定された額の範囲内）で概算払いすることができる。 (スタートアップコースの事業報告)</p> <p>第16条 <b>スタートアップコース</b>補助団体は、事業終了後、速やかにスタートアップコース補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スタートアップコース事業報告書（第11号様式）</li> <li>(2) 収支決算書（第12号様式）</li> <li>(3) その他市長が必要と認めた書類 (補助金の確定)</li> </ul> <p>第17条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書（第13号様式）により当該団体に通知するとともに補助金の交付又は概算払いによる補助金の精算を行うものとする。 2 前項の規定による交付すべき補助金の額の確定は、第12条の規定による交付決定額（第14条により補助金額の変更の決定がされている場合はその変更後の額）を超えない範囲内の額で行うものとする。 (補助金の精算)</p> <p>第18条 概算払いを受けた<b>スタートアップコース</b>補助団体は、前条の規定による補助金額確定に係る通知の金額が、第15条の規定により概算払いを受けた金額を下回る場合、前条の規定による補助金額の確定に係る通知を受けた日から14日以内に、その差額を返納しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)</b></p> <p><b>第●条</b> 市長は、スタートアップコース補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、選考結果の全部又は一部を取消すことができるものとする。 (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。</p>

改正前	改正案 新要素
<p>第3章 協働コース (協働コースの事業の要件)</p> <p>第19条 協働コースは、市民活動団体等が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。</p> <p>(1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与すること。</p> <p>(2) 市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できること。</p> <p>(3) 市民活動団体等と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できること。</p> <p>(4) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施する事業であること。</p>	<p>(2) 第●条に定める事業の要件を満たさなくなったとき。 (3) 第●条に定める団体の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により、選考結果を取消したときは、つながる鎌倉エール事業補助金交付決定取消通知書(様式第●号)により、スタートアップコース補助団体に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、第14条及び前項の規定により、事業の変更を承認し、又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該事業の取消しに係る部分に関し既に経費が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。</p> <p>4 スタートアップコース補助団体は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに取消しに係る部分の経費を返還しなければならない。</p> <p style="color:red;">(事業終了後の補助金の返還)</p> <p>第●条 前条の規定は、事業終了後に前条第1項各号に定める事由に該当することが判明した場合に準用する。</p> <p>第3章 協働コース (協働コースの事業の要件)</p> <p>第19条 協働コースは、市民活動団体等が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。</p> <p>(1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与する<u>もので、公益性がある</u>ものであること。</p> <p>(2) <u>団体の活動実績や経験・新しい視点に基づいた創意工夫に富む先駆的な内容であること。</u>市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できること。</p> <p>(3) <u>事業を実施する手法、役割分担及び計画のそれぞれに具体的かつ明確な根拠があり、実現性が高いと期待できること。</u>市民活動団体等と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できること。</p> <p>(4) <u>課題解決に取り組む重要性及び緊急性が高く、その解決が広く求められている事業であること。</u>先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施する事業であること。</p>

改正前	改正案 新要素
<p>(5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営利を目的としたもの</li> <li>(2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの</li> <li>(3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの</li> <li>(4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの</li> </ul> <p>(5) 公序良俗に反するもの (協働コースの団体の要件)</p> <p>第20条 協働コースに応募することができる市民活動団体等は、次のいずれかに該当する団体とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のうち、市内に事務所が所在する法人</li> <li>(2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので、次の要件を満たすものの</li> </ul> <p>ア 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。</p> <p>イ 1年以上継続した活動を行っていること。</p> <p>ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていていること。</p>	<p>(5) 行政上の課題の解決や、行政のノウハウを必須とするなど、市が関与することが相応しい事業であること。予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。</p> <p>(6) 協働の効果及び成果について、波及効果及び相乗効果の観点から検討された事業であり、それぞれ効果の高い協働となることが期待できる事業であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営利を目的としたもの</li> <li>(2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの</li> <li>(3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの</li> <li>(4) <u>事業実施年度に、</u>国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける<u>予定のある</u>もの。</li> </ul> <p>(5) 公序良俗に反するもの (協働コースの団体の要件)</p> <p>第20条 協働コースに応募することができる市民活動団体等は、<u>次の要件を満たす</u>次のいずれかに該当する団体とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のうち、市内に事務所が所在する法人</li> <li>(2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので、次の要件を満たすもの</li> </ul> <p><u>(1) ニ 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。</u></p> <p><u>(2) ニ 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。</u></p> <p><u>(3) ニ 1年以上継続した活動を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていていること。</u></p> <p><u>(5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。</u></p> <p><u>(6) これまでに、つながる鎌倉エール事業協働コースに採択されていない団体であること。</u></p>

改正前	改正案 新要素
<p>(協働コースの応募手続)</p> <p>第21条 協働コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協働コース提案書（第14号様式）</li> <li>(2) 協働コース企画書（第15号様式）</li> <li>(3) 収支予算書（第3号様式）</li> <li>(4) 団体概要書（第4号様式）</li> <li>(5) 定款又は規約等</li> <li>(6) 役員及び構成員の名簿</li> <li>(7) 団体の予算及び決算に関する書類</li> <li>(8) 法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）</li> <li>(9) その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>（市負担金の対象となる経費）</p>	<p>(協働コースの応募手続)</p> <p>第21条 協働コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協働コース提案書（第14号様式）</li> <li>(2) 協働コース企画書（第15号様式）</li> <li>(3) 収支予算書（第3号様式）</li> <li>(4) 団体概要書（第4号様式）</li> <li>(5) 定款又は規約等</li> <li>(6) 役員及び構成員の名簿</li> <li>(7) 団体の予算及び決算に関する書類</li> <li>(8) 法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）</li> <li>(9) その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>（市負担金の対象となる経費）</p>
<p>第22条 市負担金の対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。</p> <p>（市負担金の額）</p>	<p>第22条 市負担金の対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。</p> <p>（市負担金の額）</p>
<p>第23条 協働コースの事業に係る市の負担金は、50万円を限度とし、負担金対象経費の額の範囲内で交付する。なお、負担金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて負担金を支出できるものとする。</p> <p>2 負担金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。</p>	<p>第23条 協働コースの事業に係る市の負担金は、50万円を限度とし、負担金対象経費の額の範囲内で交付する。なお、負担金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて負担金を支出できるものとする。</p> <p>2 負担金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。</p>
<p>（協働コースの事業実施期間）</p> <p>第24条 協働コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度内とする。</p>	<p>（協働コースの事業実施期間）</p> <p>第24条 協働コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度から起算して、3年度以内とする。</p>
<p>（協働コースの審査選考等）</p> <p>第25条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>2 市長は、前項の報告内容に基づき、協働コースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業協働コース選考結果通知書（第16号様式）により当該提案をしたも</p>	<p>（協働コースの審査選考等）</p> <p>第25条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>2 市長は、前項の報告内容に基づき、協働コースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業協働コース選考結果通知書（第16号様式）により当該提案をしたも</p>

改正前	改正案 新要素
<p>のに通知するものとする。        (協議)        第26条 市民活動団体等と市は、前条に規定する提案に係る協働事業の実施に        関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等に        について、協議を行うものとする。        2 前項の協議が整ったときは、市民活動団体等と市は協定書を締結する        ものとする。</p>	<p>のに通知するものとする。        (協議)        第26条 市民活動団体等と市は、前条に規定する提案に係る協働事業の実施に        関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等に        について、協議を行うものとする。        2 前項の協議が整ったときは、市民活動団体等と市は協定書を締結するもの        とする。</p>
<p>(協働コースの事業報告)        第27条 市民活動団体等は、事業終了後、速やかに協働コース実績報告書（第17号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。        (1) 協働コース事業報告書（第18号様式）        (2) 収支決算書（第12号様式）        (3) その他市長が必要と認めた書類</p>	<p>(協働コースの事業完了報告)        第27条 市民活動団体等は、事業終了後、速やかに協働コース実績報告書（第17号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。        (1) 協働コース事業完了報告書（第18号様式）        (2) 収支決算書（第12号様式）        (3) その他市長が必要と認めた書類</p>
	<p><b>第4章 新コース</b>  <u>(新コースの事業の要件)</u>  <b>第●条</b> 新コースは、市民活動団体等が自主的な運営のもと行う社会課題の解        決に資する事業で、次の要件を満たすものを対象とする。        (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地        域や社会の課題の解決に寄与するもので、公益性があるものであるこ</p>

改正前	改正案 新要素
	<p>と。</p> <p>(2) 活動地域の住民が新たな活動のメンバーとなることができ、地域内の相互協力による活動や連帯を促進させる性質を有した事業であること（＝市民自治の推進につながるか）（第2回議事、+「第4期基本計画」）。</p> <p>(3) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、かつ、この事業における目的や目標も明確であること（藤沢市参考）。</p> <p>(4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら計画を立案したもので、具体的な実施手法が明確かつ実現可能なものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。</p> <p>(1) 営利を目的としたもの</p> <p>(2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの</p> <p>(3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの</p> <p>(4) 事業実施年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの （新コースの団体の要件）</p> <p>第●条 新コース補助金に応募することができる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。</p> <p>(1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。</p> <p>(2) 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。</p> <p>(3) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。</p> <p>(4) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。</p> <p>(5) 過去、新コースに★回以上採択されたことがないこと。 （新コースの応募手続）</p> <p>第●条 新コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新コース提案書（第●号様式）</p>

改正前	改正案 新要素
	<p>(2) 新コース企画書（第●号様式）  (3) 収支予算書（第3号様式）  (4) 団体概要書（第4号様式）  (5) 定款又は規約等  (6) 役員及び構成員の名簿  (7) 団体の予算及び決算に関する書類  (8) 法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）  (9) その他市長が必要と認める書類  （補助対象経費）</p>
	<p>第●条 補助対象となる経費は、提案事業の実施に直接必要なものとする。  （補助金の額）</p> <p>第●条 補助金の額は、30万円を限度とする。補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。</p> <p>★ 新コースに採択される回数が★回のときは、★万円とする。  （事業実施期間）</p>
	<p>第●条 協働コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度内とする。  （新コースの審査選考等）</p>
	<p>第●条 第10条のスタートアップコースの審査選考等の規定は、新コースに準用する。この場合において、第10条第2項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第5号様式」とあるのは、「第●号様式」読み替えるものとする。  （補助金の交付申請）</p>
	<p>第●条 第11条の補助金の交付申請の規定は、新コースに準用する。この場合において、第11条第1項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第6号様式」とあるのは、「第●号様式」読み替えるものとする。  （補助金の交付決定）</p>
	<p>第●条 第12条の補助金の交付決定の規定は、新コースに準用する。この場合において、第12条第1項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第7号様式」とあるのは、「第●号様式」読み替えるものとする。  （変更等の申請）</p>

改正前	改正案 新要素
	<p><b>第●条 第13条の変更等の申請の規定は、新コースに準用する。この場合において、第13条第1項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第8号様式」とあるのは、「第●号様式」読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(変更等の承認)</p>
	<p><b>第●条 第14条の変更等の承認の規定は、新コースに準用する。この場合において、第14条第1項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第9号様式」とあるのは、「第●号様式」読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(概算払い)</p>
	<p><b>第●条 第15条の概算払いの規定は、新コースに準用する。この場合において、第15条中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と読み替えるものとし、第1項中「第12条」とあるのは、「第●条（補助金の交付決定）」、第2項中「第10号様式」とあるのは、「第●号様式」と読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(新コースの事業報告)</p>
	<p><b>第●条 第16条のスタートアップコースの事業報告の規定は、新コースに準用する。この場合において、第16条第1項中「スタートアップコース」とあるのは、「新コース」と、「第11号様式」とあるのは、「第●号様式」と、「第12号様式」とあるのは、「第●号様式」と読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(補助金の確定)</p>
	<p><b>第●条 第17条の補助金の確定の規定は、新コースに準用する。この場合において、第17条第2項中「第12条」とあるのは、「第●条（補助金の交付決定）」と、「第14条」とあるのは、「第●条（変更等の承認）」と読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(補助金の精算)</p>
	<p><b>第●条 第18条の補助金の精算の規定は、新コースに準用する。この場合において、第18条第1項中「第15条第3項」とあるのは、「第●条（概算払い）」と読み替えるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)</p>
	<p><b>第●条 第●条の補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還の規定は、新コースに準用する。この場合において、第●条中「スタートアップコース」</b></p>

改正前	改正案 新要素
<p>第4章 雜則</p>	<p>とあるのは、「新コース」と、同条第1項第2号中「第●条」とあるのは、「第●条」と、同条第1項第3号中「第●条」とあるのは、「第●条」と、同条第3項中「第14条」とあるのは、「第●条」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業終了後の補助金の返還)</p> <p><b>第●条</b> 前条の規定は、事業終了後に第●条第1項各号に定める事由に該当することが判明した場合に準用する。</p> <p>第5章 雜則  <u>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の減額交付申請)</u></p> <p><b>第●条</b> 第3条第1項第1号及び第3号に定めるコースへの申請を行う者は、消費税及び地方消費税を補助金の対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（負担金等の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請とともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該負担金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。</p> <p><u>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の減額報告)</u></p> <p><b>第●条</b> 消費税及び地方消費税を補助金の対象経費とする場合にあっては、補助金の交付を受けた、スタートアップコース補助団体及び新コース補助団体（以下「補助金交付団体等」という。）は、事業報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを負担金等の額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。</p> <p><u>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</u></p>

改正前	改正案 新要素
	<p><b>第●条 消費税及び地方消費税を補助金の対象経費とする場合にあっては、補助金交付団体等は、事業報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める報告書の様式により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。</b></p> <p><b>なお、補助金交付団体等が全国的に事業を展開する組織の一部等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</b></p> <p><b>2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</b></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(状況確認及び調査)</u></p> <p><b>第●条 市長は、第3条第1項各号に定めるコースにおいて補助金又は負担金を受けることとなった団体等に対し、事業実施期間中における進捗状況の確認又は実施終了後における結果の確認のために必要な聴取又は調査を行うことができる。</b></p> <p><b>2 市長は、前項の規定により確認した内容について、鎌倉市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。なお、この事業評価は、各審査選考基準を用いて行う。</b></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(事業実施期間の短縮)</u></p> <p><b>第●条 市長は、第●条第2項、前条第2項に規定する事業評価において、選考基準を満たさない評価結果となったものについて、事業の遂行が困難と判断し、事業を短縮することができる。</b></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(書類の整備、保管)</u></p> <p><b>第●条 第3条第1項各号に定めるコースにおいて補助金又は負担金を受けることとなった団体等は、補助又は負担金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。</b></p> <p><b>2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助又は負担に係る事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。</b></p>

改正前	改正案 新要素
(暴力団の排除) 第28条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金及び負担金の交付の対象としない。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者 2 市長は、必要に応じ補助金及び負担金の交付を受けようとする者又は補助金及び負担金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。 (その他) 第29条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助金及び負担金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。 (委任) 第30条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この要綱は、令和4年（2022年）3月23日から施行する。 付 則 この要綱は、令和5年（2023年）3月22日から施行する。	(暴力団の排除) 第28条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金及び負担金の交付の対象としない。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者 2 市長は、必要に応じ補助金及び負担金の交付を受けようとする者又は補助金及び負担金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。 (その他) 第29条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助金及び負担金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。 (委任) 第30条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この要綱は、令和4年（2022年）3月23日から施行する。 付 則 この要綱は、令和5年（2023年）3月22日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和6年（2024年）●月●日から施行する。</u>